事　務　連　絡
令和７年 12 月２日

（　別記　）　御中

厚生労働省医薬局総務課

HPKI カードの優先発行について

日頃より、厚生労働行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。電子処方箋の発行の際、医師の資格確認が行われた電子署名を適切に付す必要があり、保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure）の電子証明書を内蔵した IC カード（以下「HPKI カード」という。）が使用され、各認証局から HPKI カードが発行されているところです。

今般、認証局の一つである日本医師会電子認証センターへ HPKI カードの発行申請を行っている病院勤務医を対象として、日本医師会と協同のもと、下記のとおり優先発行に係る調整をすることとしました。

貴職におかれては、内容を御了知の上、貴管下の医療機関に周知いただくようお願いいたします。

記

１．優先発行となる条件

【医師の条件】

・日本医師会電子認証センターへ HPKI カードの発行申請を既に行っており、HPKI セカンド電子証明書が先行発行されている病院勤務医

【施設の条件】

・電子処方箋の利用申請をしている病院
・電子処方箋の発行の際に付す電子署名について、HPKI カードを活用する方式しか対応していない病院
・HPKI カードが届き次第、電子処方箋を発行できる病院

２．申請方法

別添にて対応願います。

３．留意事項

日本医師会 電子認証センターの「医師資格証（HPKI カード）の申請および交付マニュアル」に基づき登録を行っている病院に勤務する医師の HPKI カードは、医師資格証の申請・交付担当者あてに、同センターより発送いたします。未登録の病院

の場合は医師個人に同センターより郵送します。

医師資格証（HPKI カード）の申請および交付マニュアル
https://www.jmaca.med.or.jp/jmaca_wp/wp-content/uploads/2025/11/byouinLRAmanual202405.pdf

４．回答期限
令和８年２月 27 日（金）

以上

（別記）

公益社団法人　日本医師会

一般社団法人　日本病院会

公益社団法人　全日本病院協会

公益社団法人　日本精神科病院協会

一般社団法人　日本医療法人協会

一般社団法人　日本社会医療法人協議会

公益社団法人　全国自治体病院協議会

一般社団法人　日本慢性期医療協会

一般社団法人　国立大学附属病院長会議

一般社団法人　日本私立医科大学協会

一般社団法人　全国公私病院連盟

社会福祉法人　恩賜財団済生会

日本赤十字社

国家公務員共済組合連合会

全国厚生農業協同組合連合会

社会福祉法人 北海道社会事業協会

独立行政法人　国立病院機構

独立行政法人　労働者健康安全機構

独立行政法人　地域医療機能推進機構

国立研究開発法人　国立がん研究センター

国立研究開発法人　国立循環器病研究センター

国立研究開発法人　国立精神・神経医療研究センター

国立研究開発法人　国立成育医療研究センター

国立研究開発法人　国立長寿医療研究センター

国立健康危機管理研究機構

防衛省人事教育局衛生官

文部科学省高等教育局医学教育課